

第4節 騒音・振動

環境基準達成状況

環境騒音	58% (86/149地点)
自動車騒音	43% (12/ 28地点)
道路交通騒音面的評価	78% (2市4路線4区間の推計値)
高速道路	94% (29/ 31地点)
新幹線	13% (1/ 8地点)

1 環境騒音

(1) 環境騒音測定結果

現在、騒音に係る環境基準は等価騒音レベル*1をもって評価しています。各市町村が平成16年度に行った環境騒音測定結果に基づく環境基準の

達成状況は、表2-2-4-1に示すとおりです。

時間帯別に環境基準達成状況をみると、夜間での達成率が低くなっています。

表2-2-4-1 環境騒音達成状況

区分	地 域			測定 地点 総数	昼		夜		全時間帯 での達成 地点数(率)
	内 訳	類型	区 分		環境基準		環境基準		
					地点数	比率(%)	地点数	比率(%)	
市 部	総 数			133	109	82	78	59	76(57)
	内 訳	A 類型	一 般 地 域	20	20	100	13	65	13(65)
			道路に面 する地域	2車線以上	—	—	—	—	—
				特例区間	3	3	100	3	100
		B 類型	一 般 地 域	39	36	92	30	77	29(74)
			道路に面 する地域	2車線以上	—	—	—	—	—
				特例区間	20	12	60	7	35
		C 類型	一 般 地 域	24	24	100	19	79	19(79)
			道路に面 する地域	1車線以上	—	—	—	—	—
				特例区間	27	14	52	6	22
郡 部	総 数			16	12	75	11	69	10(63)
	内 訳	A 類型	一 般 地 域	1	1	100	1	100	1(100)
			道路に面 する地域	2車線以上	—	—	—	—	—
				特例区間	4	4	100	4	100
		B 類型	一 般 地 域	—	—	—	—	—	—
			道路に面 する地域	2車線以上	—	—	—	—	—
				特例区間	8	5	63	4	50
		C 類型	一 般 地 域	—	—	—	—	—	—
			道路に面 する地域	1車線以上	—	—	—	—	—
				特例区間	3	2	67	2	67
総 計	総 数			149	121	81	89	60	86(58)
	内 訳	A 類型	一 般 地 域	21	21	100	14	67	14(67)
			道路に面 する地域	2車線以上	—	—	—	—	—
				特例区間	7	7	100	7	100
		B 類型	一 般 地 域	39	36	92	30	77	29(74)
			道路に面 する地域	2車線以上	—	—	—	—	—
				特例区間	28	17	61	11	39
		C 類型	一 般 地 域	24	24	100	19	79	98(79)
			道路に面 する地域	1車線以上	—	—	—	—	—
				特例区間	30	16	53	8	27

(注) 特例区間：県告示において幹線交通を担う道路に指定された道路のうち2車線以下は道路端から15メートル、2車線を超えるものは20メートルの範囲で、この区間は特例基準が適用されます。

*1 等価騒音レベル：ある時間範囲Tについて、変動する騒音レベルをエネルギー的に平均値として表したものの。時間的に変動する騒音のある時間範囲Tにおける等価騒音レベルはその騒音の時間範囲Tにおける平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当する。単位はデシベル(dB)

(2) 道路交通騒音面的評価

県では、平成16年度に道路交通騒音の面的評価を、沼田市と玉村町における4路線で行いました。

この評価は、環境省から示されている「騒音に係る環境基準の評価マニュアル・地域評価編（道

路に面する地域）」に基づき実施したものです。

なお、達成率は、道路端から両側50mの範囲内にある住居等について推計した騒音レベルを基に、その範囲内の住居総戸数のうち環境基準を達成している戸数の割合を算出した結果です。

表2-2-4-2 道路交通騒音面的評価結果（平成16年度）

対象市町村	路線名	評価区間延長(km)	評価区間始点	評価区間終点	全時間帯達成率(%)
沼田市	国道120号線	2.3	消防署入口交差点	下之町公園交差点	99.8
玉村町	国道354号	3.6	高崎市境	上茂木橋	65.4
	(主)高崎伊勢崎線	3.1	高崎市境	福島橋手前	69.7
	(主)藤岡大胡線	1.9	上福島三叉路	前橋市境	72.6

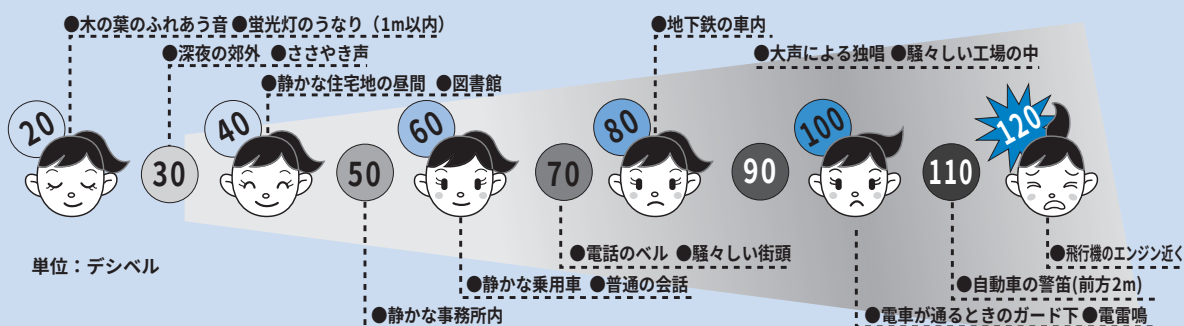
コラム 騒音ってなに？

騒音は、人が聞いて「好ましくない音」の総称で、ない方が良くとされる音を指します。

発生源の違いから、環境騒音（その場所の総合された音）、特定騒音（工場騒音、自動車騒音、鉄道騒音、航空機騒音など）、暗騒音（環境騒音のうち、ある特定騒音に着目した場合のそれ以外の音）などに区分されます。

また、発生の仕方の違いから、定常騒音（レベルの変動が小さく、ほぼ一定レベルであるもの）、変動騒音（レベルの変動が不規則不連続なもの）、間欠騒音（間欠的に発生し継続時間が数秒以上のもの）、衝撃騒音（継続時間が極めて短いもの）などに区分されます。

■音の大きさのめやす



2 自動車騒音

(1) 一般道路

平成16年度は、県内主要道路沿線の28地点で、各市町村により自動車騒音の測定が行われました。

環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況は表2-2-4-3のとおりです。

測定地点のうち12地点（43％）について昼間

及び夜間の時間帯において、道路に面する地域の環境基準を達成しました。

また、自動車騒音の要請限度（公安委員会に対する要請及び道路管理者に意見を述べる際に自動車騒音の大きさを判定する基準）では、5地点（22％）で要請限度を超えました。

表2-2-4-3 環境基準達成状況及び要請限度の超過状況(一般道路)

区域の区分	車線数	測定 地点数	環境基準 達成 地点数	要請限度 超過 地点数	環境基準 達成地点数		要請限度 超過地点数	
					昼	夜	昼	夜
a 区域	—	—	—	—	—	—	—	—
b 区域	2車線	6	2	0	4	2	0	0
	4車線	3	3	0	3	3	0	0
c 区域	2車線	10	3	5	3	3	0	5
	3車線	2	1	0	2	1	0	0
	4車線	6	3	0	4	3	0	0
	6車線	1	0	0	1	0	0	0
計		28	12 (43)	5 (18)	17 (61)	12 (43)	0 (0)	5 (18)

注) 1 計の()は比率(%)を表しています。

2 「環境基準達成地点数」は、すべての時間帯について環境基準を達成した地点数です。

3 「要請限度超過地点数」は、いずれかの時間帯及びすべての時間帯で要請限度を超過した地点数です。

(2) 高速道路

東北縦貫自動車道、関越自動車道新潟線、関越自動車道上越線(上信越自動車道)及び北関東自動

車道における沿線地域の騒音の状況を把握するため、沿線市町村により自動車騒音測定を行いました。その結果は表2-2-4-4のとおりです。

表2-2-4-4 環境基準達成状況及び要請限度の超過状況(高速道路)

路線名	調査地域	地域の類型	測定地点数	環境基準達成	
				地点数	比率(%)
東北縦貫自動車道	明和町・板倉町	B類型	2	2	100
関越自動車道新潟線	前橋市・月夜野町	A類型	2	1	50
	新町・玉村町・高崎市・群馬町・	B類型	12	11	92
	渋川市・赤城村・昭和村				
	渋川市・群馬町・水上町	C類型	4	4	100
	小 計		18	16	89
関越自動車道上越線	吉井町・富岡市	B類型	6	6	100
	富岡市	C類型	3	3	100
	小 計		9	9	100
北関東自動車道	前橋市・伊勢崎市	B類型	2	2	100
総 合 計			31	29	94

3 新幹線鉄道騒音・振動

上越新幹線（昭和57年11月15日開業）、北陸新幹線（平成9年10月1日開業）における沿線地域の騒音・振動の状況を把握するため、新幹線騒音・振動測定を行いました。結果は次のとおりです。

また、振動については、環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策に示されている勧告指針値（70デシベル）を各測定地点とも下回っていました。

(1) 上越新幹線

環境基準の達成状況については、表2-2-4-5に示すとおりでした。なお、表2-2-4-6は、平成16年度に実施した騒音・振動の調査結果です。

それによると、線路に近い25m地点を中心に新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超過した地点がありました。

表2-2-4-5 上越新幹線（近接軌道の中心から25m地点）

地域の類型	測定地点数	環境基準達成	
		地点数	比率(%)
I 類型	3	0	0
II 類型	1	1	100
計	4	1	25

表2-2-4-6 上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果

測定場所	地域の類型	測定地点側の軌道	測定年月日	列車平均速度(km/h)	測定結果		
					騒音(dB)		振動(dB)
					25m	50m	25m
藤岡市岡之郷(*)	II	下り側	H16.12.20	232	75	74	55
高崎市木部町	I	下り側	H16.4.16	206	74	69	60
高崎市下佐野町	I	上り側	H16.5.12	170	72	68	50
高崎市末広町	II	下り側	H16.5.14	161	72	66	55
群馬町大字福島	I	上り側	H16.10.22	196	71	69	58
渋川市川島(*)	I	下り側	H16.11.16	223	75	70	59
月夜野町大字月夜野(*)	I	上り側	H16.11.9	141	75	67	55

(注) 測定場所欄で(*)を付した地点における測定結果については、新潟中越地震の影響により参考値とし評価対象から除いた。

(2) 北陸新幹線

環境基準の達成状況については、表2-2-4-7に示すとおりでした。なお、表2-2-4-8は、平成16年度に実施した騒音・振動の調査結果です。

それによると、線路に近い25m地点を中心に新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超過している地点がありました。また、振動については、環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策に示されている勧告指針値（70デシベル）を各測定地点とも下回っていました。

表2-2-4-7 北陸新幹線（近接軌道の中心から25m地点）

地域の類型	測定地点数	環境基準達成	
		地点数	比率(%)
I 類型	4	0	0
II 類型	—	—	—
計	4	0	0

表2-2-4-8 北陸新幹線鉄道騒音・振動測定結果

測定場所	地域の類型	測定地点側の軌道	測定年月日	列車平均速度(km/h)	測定結果		
					騒音(dB)		振動(dB)
					25m	50m	25m
高崎市浜川町	I	上り側	H16.5.19	190	71	68	57
箕郷町大字下芝	I	上り側	H16.10.25	215	72	69	57
榛名町三ツ子沢	I	上り側	H16.10.29	231	71	68	55
安中市中秋間	I	下り側	H16.10.14	221	71	67	43

4 航空機による商業宣伝放送・深夜営業騒音

本県では、条例により航空機による商業宣伝放送の規制を行っています。

平成16年度は、159回の商業宣伝放送が実施されました。宣伝内容は、自動車販売関係、家具販売関係、娯楽関係及び不動産関係が全体の約70%を占

めており、概況は、月平均13回、1回あたりの実施時間は106分でした。

一方、平成16年度に市町村に寄せられた深夜営業騒音に係る苦情は14件ありました。

5 騒音対策

(1) 県としての対策

道路交通騒音の深刻な箇所のうち、沿道の住居立地状況を勘案し、今後緊急度の高い箇所から低騒音舗装等を実施し、道路交通騒音対策の推進を図ることとしました。

(2) 高速自動車道沿線騒音対策要望

各高速自動車道における環境基準の達成及びその維持については、県内の沿線市町村から遮音壁設置要望をまとめ、平成16年9月に日本道路公団管理事務所に要望を行いました。

また、平成16年9月には関係県で構成する「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」を通じて日本道路公団本社に要望を行いました。

(3) 新幹線騒音対策要望

上越・北陸新幹線における環境基準の達成及びその維持については、平成16年9月に関係都県で構成する「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」を通じて東日本旅客

鉄道株式会社本社及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に要望を行いました。

また、測定の結果、環境基準未達成地域があることから、平成17年2月にJR東日本高崎支社及び独立法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北陸新幹線建設局に発生源対策の強化等の要望を行いました。

(4) 工場・事業場等の騒音対策

工場・事業場から発生する騒音、建設作業に伴って発生する騒音、自動車の走行に伴って発生する騒音、飲食店営業等から深夜発生する騒音、航空機による商業宣伝放送に伴う騒音を規制しています。

商業宣伝を除く騒音については、市町村長に事務委任されており、騒音規制法及び群馬県の実生活環境を保全する条例に基づき、規制基準の遵守及び施設設置の届出が適正に行われるよう指導しています。

市町村で実施した騒音特定工場等調査では、122の特定工場等を対象に立入調査が行われ、46事業場で不適合でした。

6 振動の現状と対策

(1) 振動の現状

振動は、工場、建設作業、交通機関等がその発生源ですが、これらの振動が問題となる事例では、ほとんどが騒音の苦情を伴っています。

本県では、工場等から発生する振動及び建設作業から発生する振動について、振動規制法により昭和53年4月から県下全市町村（全域又は一部地域）を振動規制地域として指定・適用しました。

さらに、群馬県の実生活環境を保全する条例において、振動規制法の規制対象外である5施設（圧延機械、送風機、シェイクアウトマシン、オシレイティングコンベア、ダイカストマシン）及び1作業（空気圧縮機を使用する作業）を追加しています。

(2) 振動対策

工場・事業場から発生する振動、建設作業に伴って発生する振動、自動車の走行に伴って発生する振動については、市町村長に事務委任されており、振動規制法及び群馬県の実生活環境を保全する条例に基づき、規制基準の遵守及び施設設置の届出が適正に行われるよう指導しています。

市町村で実施した振動特定工場等調査では、78の特定工場等を対象に立入調査が行われ、全事業場で適合していました。